

## 第6回 那賀川流域治水協議会 議事概要

1. 日時：令和4年11月14日(月) 15:00～16:15

2. 場所：阿南市役所 3階 303・304会議室

### 3. 協議会構成員

阿南市	市長	表原 立磨	
小松島市	市長	中山 俊雄	
那賀町	町長	坂口 博文	
徳島県	県土整備部長	松野 秀生	(代理：河川整備課長 西岡 治彦)
徳島県	農林水産部長	平井 琢二	(代理：森林整備課長 田中 勝也)
徳島県	南部総合県民局県土整備部長	三好 一生	
徳島県	南部総合県民局農林水産部長	多田 茂夫	(代理：副部長 石村 行範)
中国四国農政局	那賀川農地防災事業所長	小野寺 晃宏	
四国森林管理局	徳島森林管理署長	島田 喜代司	
森林整備センター	徳島水源林整備事務所長	西峯 一志	
気象庁	徳島地方气象台長	大久保 忠之	
四国地方整備局	那賀川河川事務所長	安永 一夫	
徳島県企業局	施設基盤整備室長	河井 進治	(オブザーバー)
			(代理：主査兼係長 内藤 篤志)
四国電力(株)	徳島支店技術部次長	加地 貴	(オブザーバー)

### 4. 配付資料

#### 議事次第

- (資料1) 那賀川流域治水協議会規約の改正
- (資料2) これまでの取り組みと今後の進め方
- (資料3) 那賀川水系流域治水プロジェクトの実施状況
- (資料4) 那賀川流域治水プロジェクトの深化

### 5. 議事

- 1) 規約改定 別表より氏名欄を削除し、役職のみに変更。
- 2) これまでの取り組みと今後の進め方、那賀川水系流域治水プロジェクトの実施状況、那賀川流域治水プロジェクトの深化について議論を行った。
- 3) 協議会員からの意見等

## 6. 主な意見

### 阿南市（表原）

- ・様々なハード整備（ダム改造、無堤地区の解消等）によって、平成 26 年の大規模災害による浸水被害があった時から、大きく改善された。今後においては流域治水プロジェクトに地域のステークホルダーを巻き込んでいくことも重要だと考えている。
- ・現状、流域治水プロジェクトには、ハード対策、ソフト対策それぞれに様々な取組が列挙されているが、押しなべて広く全部伝えるより、ある程度どこかに焦点を当てて、広角的に伝えることが有効であるとする。協議会も含めて、我々自身が取組を深化させて、地域特性の更なる見える化を実施することにより、定性的な部分も定量的な部分もしっかり伝えていくことが必要である。

### 那賀川河川事務所（安永）

- ・流域治水は河川整備のみではなく、流域のあらゆる関係者が一丸となって流域対策を進めて、安全度を上げていくことが重要である。様々な要望においても我々流域がしっかり取り組んでいることを前面に出していく必要がある。

### 小松島市（中山）

- ・流域治水の実践と深化について、各種団体や地域住民などあらゆる関係者と協働して治水事業を推進することは、より実効性のある治水対策とするために重要であり、今後の深化の取組に賛同する。
- ・流域治水に関連する事業にも引き続き取り組み、防災・減災の推進を図っていきたい。

### 徳島県県上整備部（西岡）

- ・今後の河川整備の中で、流域治水は 1 つのキーワードになる。これまでの河川整備は河川管理者が主体で実施していたが、そこには限界がきており、これからは流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組んでいく流域治水、特に今後を考えた場合には、特定都市河川の指定を積極的に実施していくことが必要である。

### 阿南市（表原）

- ・四国四県の首長らとの意見交換会において、流域治水の取組の特性から、下流域における取組の見える化に重きが置かれ、上流域の取組が見えてこないという意見があった。流域治水プロジェクトに対する全体像の認識に濃淡はあるが、上流域と下流域における関係者の多様な意見を上手な形で集約し、いかに見える化を実施していくかが 1 つのポイントになる。

### 徳島県森林整備課（田中）

- ・上流域における山崩れ防止の森林整備等、地道な森林整備をすることで雨水の流出を少しでも遅らせる、山の方で予防的なダムを整備することで土砂の流出を防止する、といった山を守る取組が下流域を守ることに繋がっていると考えている。上流域の取組についても、実施状況をしっかり PR しながら進めていきたい。

阿南市（表原）

- ・流域治水の取組を進めていく上での便益について、上流域、下流域各々で様々な軸足を持ったうえで、その時点時点の地域特性や、激甚災害の発生等の状況に合わせて、しなやかで戦略的な取組が重要になる。

那賀川河川事務所（安永）

- ・所管事業にとらわれることなく、流域全体が一体的になって、上流の取組の効果と下流の取組の効果をより見える化できるような形で協議会を進めていければと考える。

## 7. 結果等

- ・規約の改正について了承。
- ・那賀川流域治水プロジェクトの更新版については、資料が整い次第、各機関で確認を行う。
- ・新たに関係住民等の流域治水への理解を深める取組を行うことについて同意。
- ・支川桑野川において流域治水関連法に基づく特定都市河川指定を視野に入れ、那賀川水系流域治水プロジェクトを確実に実践・深化させることにより、流域全体の治水安全度の向上を目指すことに同意。

以上